

(平成21年7月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

8 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年12月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年12月から52年6月まで

私は、20歳になったころに町内に住んでいたA郵便局の職員の勧めで国民年金に加入し、国民年金保険料はその郵便局員に渡していた。結婚後は、妻がその郵便局員に夫婦二人分の保険料を渡していた。

申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になったころに、町内に住んでいた郵便局員の勧めで国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和53年8月29日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により納付することができない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたとするA郵便局では、「郵便局が業務として国民年金保険料を集金していたとは考え難い。」としている上、B町でも、「納付組織は町内会等に存在していたが、郵便局に納付委託していたことはない。」としているなど、申立人及びその妻の保険料の納付に係る記憶は曖昧であり、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、国民年金の加入期間において、国民年金保険料を納付していた記録は無く、申立期間は137か月と長期間であり、申立期間のすべての納付記録が欠落するとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から49年12月まで
申立期間の国民年金保険料は、昭和47年か48年ころに、国民年金に加入していなかったが、自宅に特例納付書が送付されてきたので、母親がA市役所で納めた。
申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年か48年ころに、国民年金に加入していなかったにもかかわらず申立期間の納付書が送付されてきたと主張しているが、国民年金に加入していない者に対して納付書が送付されるとは考え難い上、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和50年7月14日に払い出されていることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、母親が納付したとする保険料額は実際の保険料額と相違しているなど、ほかに母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月から同年10月まで

私は、昭和49年8月に勤務先を退職し、A市役所で国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。

昭和49年11月から、B市で次の仕事が決まっており、そこから赴任手当が支給されていたので、国民年金保険料を納付できない状況ではなかった。

申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年8月に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したと主張しているが、社会保険庁の記録から、申立人が初めて保険料を納付したのは平成18年6月29日（平成18年4月分及び同年5月分）であり、それ以前に国民年金に加入した形跡は見当たらない。

また、申立人は、昭和49年11月から勤務したC社から支給された赴任手当で国民年金保険料を納付したと主張しているが、同社では、「事前に赴任手当の支給はしていない。」と証言しており、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況についての記憶は曖昧である上、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 1 日から同年 10 月まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入期間を照会したが、A社での勤務期間のうち、申立期間に係る加入記録が無いとの回答を得た。しかし、同社には、昭和 43 年 9 月 1 日から 45 年 10 月まで継続して働いており、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（昭和 45 年 5 月 1 日取得～同年 10 月 20 日離職）及び同僚の証言等から、申立人が少なくとも申立期間のうち雇用保険の加入期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、元従業員である事業主（故人）の妻は、「A社は、社会保険に加入していない時期があった。」と証言しており、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、当該事業所は申立期間中の昭和 45 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており（昭和 52 年 5 月 1 日に再び厚生年金保険の適用事業所となっている。）、同年 1 月 1 日付けで、厚生年金保険被保険者 12 人のうち 10 人（申立人を含む。）が被保険者資格を喪失した記録となっている上、このうち申立人以外にも 4 人に、申立期間において申立人と同様に雇用保険の加入記録が存在している。

なお、昭和 45 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した 10 人のうち 6 人については、同日付けで国民年金に加入し国民年金保険料を納付している記録となっている。

また、A社は平成 16 年 5 月 1 日に適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立内容を裏付ける証言等は得られず、この

ほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和47年3月1日から同年4月1日まで

A県B事業所に昭和45年6月1日から47年8月31日まで勤務していたが、両申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、申立期間についても、臨時職員として働いていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の加入記録が無い両申立期間においても、継続してA県B事業所で勤務していたと主張しているが、A県は、「臨時職員取扱要綱の制定について」(昭和40年3月30日付け)に基づき臨時職員に係る任用を行っていたとしており、当該通知によれば、臨時職員の任用期間は最長10か月とされていることが確認できるところ、連絡の取れた当該事業所勤務のA県職員(3人)は、「臨時職員が継続して雇用される最長の期間は10か月であった。」と回答している。

また、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票によれば、申立期間当時の厚生年金保険被保険者は同時に二人以上は存在しておらず、厚生年金保険に加入する取扱いとされていた臨時職員は常時一人だけであったと考えられるところ、申立人のA県B事業所における三つの期間の厚生年金保険の加入記録はいずれも10か月以内(昭和45年6月1日取得~46年4月1日喪失、同年5月1日取得~47年3月1日喪失、同年4月1日取得~同年9月1日喪失)となっており、申立人の前任及び後任の臨時職員についても申立人と同様に、連続して10か月を超えた厚生年金保険の加入記録は存在しておらず、厚生年金保険の加入期間の合間には、厚生年金保険に未加入となっ

ている期間が1か月以上存在している。

さらに、当該事業所において厚生年金保険の加入記録のある臨時職員で連絡の取れた者3人は、「B事業所では短期の雇用だった。」と回答し、このうち2人は、厚生年金保険の未加入期間において国民年金に加入し国民年金保険料を納付した記録となっており、「B事業所から言われていたので国民年金保険料を納付した。」と証言しているところ、申立人についても、加入記録が無い期間（昭和46年4月1日～同年4月30日、47年3月1日～同年3月31日）のうち、昭和47年3月1日（取得）から同年4月1日（喪失）までの期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した記録となっている。

加えて、A県は、「臨時職員に係る関係書類の保存期間は5年であることから、任用の事実及び社会保険の具体の加入状況について、当方において確認することは困難。」としており、連絡の取れた当該事業所勤務のA県職員（3人）からも、申立人の申立期間に係る勤務実態について確認できる証言等は得られず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案230

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年5月1日から同年12月19日まで

A社の営業所で面接を受け乗務員として採用され、昭和33年と34年に勤務した。

勤務条件や勤務内容に違いは無いのに昭和34年の勤務の際の厚生年金保険の加入記録しかないのは納得できないので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間のうち、昭和33年の夏季に、A社に臨時雇用の運転手として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、連絡の取れた同僚の証言によれば、申立人と共に昭和33年の夏季から臨時雇用として勤務していたとする同僚（2人）についても、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人と同様に、33年における厚生年金保険の加入記録は存在せず、34年5月5日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年12月19日に資格を喪失した記録となっていることが確認できる。

また、同名簿によれば、申立人及び上記同僚以外にも、昭和34年における資格取得者（44人）のうち1年未満の加入記録となっている男性の被保険者が6人（加入期間は3～5か月）確認でき、このうち連絡の取れた2人は、「臨時雇用の運転手であった。」と回答していることを踏まえると、A社では、臨時雇用の運転手については、34年から厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたものと考えられ、33年において厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿の整理番号

に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難く、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月 1 日から 46 年 7 月 30 日まで
社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を照会したが、A社で勤務していた期間の加入記録が無いとの回答を得た。同社には、職安の紹介で正社員として採用され、当時、健康保険証を使ったことも覚えているので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元従業員等の証言により、申立人が、期間の特定はできないものの、申立期間当時にA社で勤務していたことは推認できるが、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人には、昭和 44 年 3 月 10 日（取得）から同年 3 月 31 日（喪失）までの期間に他の事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できる。

また、元従業員である事業主の弟は、「昭和 52 年に従業員から要望があったので、（事業所として）社会保険に加入した。それまでは厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料の控除もなかった。」と証言しているところ、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、A社の新規適用日は昭和 52 年 7 月 1 日であり、同日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得した者が 10 人、同年 11 月 1 日付けで資格を取得した者が 1 人確認できるが、当該 11 人のうち連絡の取れた 4 人は、同日より前から同社に勤務していた（入社時期は、それぞれ昭和 30 年、38 年、47 年 6 月、49 年 7 月）と回答している上、申立人が一緒に勤務した同僚として記憶している元従業員（3 人）についても、申立期間においては他の事業所での厚生年金保険の加入期間を除き、厚生年金保険の加入記録は存在しない。

なお、申立人は「健康保険証を使ったことも覚えている」と述べていると

ころ、B健康保険組合では、「A社は昭和36年7月1日から58年6月29日まで当組合に加入していた。加入を希望する事業所が厚生年金保険に加入していたかまでは確認していなかった。」と証言している。

さらに、A社は昭和58年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡していることから、人事記録等の関連資料及び証言は得られず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月 1 日から 43 年 4 月 26 日まで

申立期間について脱退手当金が支給済みになっているが、脱退手当金が支給されている時期は妊娠しており、臨月を迎えた体で冬道のバスに乗って脱退手当金を受け取りに行くことはあり得ない。

当時は脱退手当金の制度については全く知らなかったし、社会保険事務所の所在地も知らなかったので、脱退手当金が支給済みとなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の申立人の氏名は旧姓から新姓に変更されており、備考欄に「氏名変更訂正 43.12.23」との記載を確認できるところ、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立期間の脱退手当金は、当該氏名変更訂正の日の約1か月後の昭和44年1月21日に支給決定されている。申立人の主張する婚姻日が43年4月*日（戸籍上は昭和42年12月*日）であること、及び厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が同年4月26日であることを踏まえれば、申立人はその主張する婚姻日の直後に退職した後、申立人の新姓に基づく脱退手当金の請求に併せて当該払出簿の氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。